



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*7 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	1
*8 精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(")	32
*9 和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(建築住宅課)	36
○ 人事委員会規則		
*1 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		37
○ 告示		
158 生活保護法による指定医療機関の変更	(福祉保健総務課)	38
159 "	(")	38
160 生活保護法による指定医療機関の廃止	(")	38
161 "	(")	39
162 生活保護法による指定医療機関の休止	(")	39
163 生活保護法による医療機関の指定	(")	39
164 "	(")	39
165 生活保護法による介護機関の指定	(")	40
166 "	(")	40
167 生活保護法による施術機関の指定	(")	40
168 換地処分完了	(農業農村整備課)	40
169 木材業者等の登録の変更	(林業振興課)	40
170 保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課)	41
171 "	(")	41
172 "	(")	41
173 道路の供用開始	(道路保全課)	41
174 道路の区域変更	(")	42
175 道路の供用開始	(")	42
176 廃川敷地の発生	(河川課)	42

規 則

和歌山県規則第7号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和42年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第23条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第8条第1項中「保護者」を「家族等（法第33条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。）」に改める。

第8条の2及び第9条中「保護者」を「家族等」に改める。

第12条第2項中「省令」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）」に改める。

第16条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削る。

第18条中「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に、「第33条の4第2項・第4項」を「第33条の7第2項」に改める。

第20条の見出しを「（家族等の同意）」に改める。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

別記第1号様式中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式(第 3 条関係)

退院の申出があった旨の届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

病院名

所在地

管理者名

㊟

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 26 条の 2 の規定により、次のとおり届け出ます。

入 院 者	氏 名	(男 ・ 女)		
	生 年 月 日	年 月 日		
	入院年月日	年 月 日		
入 院 の 種 別	1 任意入院 2 医療保護入院	保険の 種 類 (○印)	1 健保 (本人 ・ 家族) 2 国保 (一般 ・ 退職本人 ・ 退職家族) 3 船保 (本人 ・ 家族) 4 各種共済 (本人 ・ 家族) 5 老保 6 生保 (受給中 ・ 申請中) 7 労災 8 保険未加入 9 その他()	
退院予定年月日	年 月 日			
症 状 の 概 要				
家 族 等	住所	都 道 府 県		
	氏名	(満 歳)	入 院 者 との続柄	
退院した時の 本人の帰住先				
備 考				

別記第6号様式を次のように改める。

別記第 6 号様式 (第 5 条関係)

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i 親族又は一般人申請 (第22条) ii 警察官通報 (第23条) iii 検察官通報 (第24条) iv 保護観察所長通報 (第25条) v 矯正施設長通報 (第26条) vi 精神科病院管理者届出 (第26条の2) vii 医療観察法対象者 [指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報] (第26条の3) viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察 (第27条第2項)		
申請等の添付資料	i あり ii なし		
被診察者 (精神障害者)	フリガナ		生年月日
	氏名	(男・女)	年 月 日 (満 歳)
	住所	都道府県	
	職業		
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症
	ICD カテゴリー ()	ICD カテゴリー ()	
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)		
初回入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)		
前回入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)		
初回から前回までの入院回数	計 回		
重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後おそれある問題行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)		
1 殺人	A B	<現在の精神症状>	
2 放火	A B	I 意識	
3 強盗	A B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()	
4 強姦	A B	II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)	
5 強制わいせつ	A B	III 記憶	
6 傷害	A B	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()	
7 暴行	A B	IV 知覚	
8 恐喝	A B	1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()	
9 脅迫	A B	V 思考	
10 窃盗	A B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸	
11 器物損壊	A B	6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()	
12 弄火又は失火	A B	VI 感情・情動	
13 自宅侵入	A B	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁	
14 詐欺等の経済的な問題行動	A B	5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()	
15 自殺企図	A B	VII 意欲	
16 自傷	A B	1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止	
17 その他 ()	A B	6 無為・無関心 7 その他 ()	
		VIII 自我意識	
		1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()	

	IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()
	<その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()
	<問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()
	<現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
診察時の特記事項	
医学的総合判断	I 要措置 II 措置不要
以上のように診断する。年 月 日 精神保健指定医氏名 署名	

(行政庁における記載欄)

診察に立会った者 (親権者、配偶者等)	氏名	(男・女)	続柄又は職業	年齢	歳
診 察 場 所					
診 察 日 時	年	月	日	時	分 ~ 時 分
職 員 氏 名					
行政庁の措置					
行政庁メモ					

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 2 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 3 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 4 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 7 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

別記第8号様式中「保護者」を「家族等」に、「から、」を「旨、」に改める。

別記第8号様式の2中「保護者」を「家族等」に改める。

別記第8号様式の3中「保護者」を「家族等」に、

住 所		性 別	男 ・ 女
氏 名		生年月日	年 月 日

を

住 所			
氏 名		性 別	
生年月日	年 月 日		

に改める。

別記第9号様式中「保護者」を「家族等」に、

帰住地		性 別	男 ・ 女
氏 名		生年月日	年 月 日

を

帰 住 地			
氏 名		性 別	
生年月日	年 月 日		

に改める。

別記第10号様式（記載上の留意事項を除く。）を次のように改める。

別記第10号様式（第10条関係）

措置入院者の症状消退届

年 月 日

和歌山県知事

様

病院名

所在地

管理者名

印

下記の措置入院者について措置症状が消退したと認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の5の規定により届け出ます。

措置入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名	(男・女)		月 日	日生 (満 歳)
	住所	都道府県			
措置年月日	年 月 日				
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICD カテゴリー()	ICD カテゴリー()			
入院以降の病状又は状態像の経過 〔措置症状消退と関連して記載すること。〕					
措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名	署名				
措置解除後の処置に関する意見	1 入院継続（任意入院・医療保護入院・他科） 4 死亡 5 その他（ ）		2 通院医療	3 転医	
退院後の帰住先	1 自宅（i 家族と同居 ii 単身） 3 その他（ ）		2 施設		
帰住先の住所	都道府県				
訪問指導等に関する意見					
障害福祉サービス等の活用に関する意見					
主治医氏名					

別記第12号様式中

フリガナ 氏名	印	性別 男・女	生 月	年 日	年	月	日	を
------------	---	-----------	--------	--------	---	---	---	---

フリガナ 氏名	印	生 月	年 日	年	月	日	に改める。
------------	---	--------	--------	---	---	---	-------

別記第12号様式の2中

年	月	日生 (歳)	男・女	を
---	---	---------	-----	---

年	月	日生 (歳)	に改める。
---	---	---------	-------

別記第16号様式の2中性別の欄を削る。

別記第17号様式から別記第17号様式の3までを次のように改める。

別記17号様式 (第16条関係)

医療保護入院者の入院届

年 月 日

和歌山県知事

様

病院名

所在地

管理者名

印

医療保護入院者	フリガナ			生年 月日	年 月 日 日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)			
	住所	都 道 府 県			
家族等の同意により 入院した年月日	年 月 日	今回の入院 年月日	年 月 日		
		入院形態			
第34条による移送の有無	あり 無し				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICD カテゴリー ()	ICD カテゴリー ()			
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科 受診歴等を記載すること。〕 (特定医師の診察により 入院した場合には特定医 師の採った措置の妥当性 について記載すること。)	(陳 述 者 氏 名 続 柄)				
初 回 入 院 期 間	(入院形態	年 月 日 ~	年 月 日		
前 回 入 院 期 間	(入院形態	年 月 日 ~	年 月 日		
初回から前回までの 入 院 回 数	計 回				
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()				

<p><その他の重要な症状></p> <p><問題行動等></p> <p><現在の状態像></p>	<p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>																									
<p>医療保護入院の必要性</p> <p>(患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)</p>																										
<p>入院を必要と認めた精神保健指定医氏名</p>	<p>署名</p>																									
<p>同意をした家族等</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">(男・女)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">続柄</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">生年月日</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(男・女)</td> <td style="text-align: center;">続柄</td> <td style="text-align: center;">年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住所</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">都 道 府 県</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">都 道 府 県</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 1 配偶者 2 父母(親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 8 市町村長 </td> </tr> </table>	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生		(男・女)	続柄	年月日	年 月 日生	住所	都 道 府 県					都 道 府 県				1 配偶者 2 父母(親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 8 市町村長				
氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生																						
	(男・女)	続柄	年月日	年 月 日生																						
住所	都 道 府 県																									
	都 道 府 県																									
1 配偶者 2 父母(親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 8 市町村長																										
<p>審査会意見</p>																										
<p>都道府県の措置</p>																										

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
ただし、第34条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はないこと。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 9 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 10 提出に当たっては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載した医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の5に規定する入院診療計画書の写しを添付すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

別記第17号様式の2 削除

別記第17号様式の3 (第16条関係)

特定医師による医療保護入院者 (第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項)
の入院届及び記録

年 月 日

和歌山県知事 様

病院名

所在地

管理者名

印

医療保護入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名	(男・女)		年月日	日生歳 (満 歳)
	住所	都道府県			
家族等の同意により入院した年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日		
	(午前・午後 時)	入院形態			
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICD カテゴリー ()	ICD カテゴリー ()			
生活歴及び現病歴	(推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。) (陳述者氏名 続柄)				
初回入院期間	(入院形態	年 月 日 ~	年 月 日		
前回入院期間	(入院形態	年 月 日 ~	年 月 日		
初回から前回までの入院回数	計 回				
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()				

<p><その他の重要な症状></p> <p><問題行動等></p> <p><現在の状態像></p>	<p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>				
<p>医療保護入院の必要性</p> <p>〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕</p>					
<p>入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名</p>	<p>署名</p>				
<p>確 認 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名</p>	<p>署名</p>	<p>診察日時</p>	<p>年 月 日 (午前・午後 時)</p>		
<p>精神保健指定医が入院妥当でないと判断した場合の理由</p>					
<p>同意をした家族等</p>	<p>氏 名</p>	<p>(男・女)</p>	<p>続 柄</p>	<p>生年 月 日</p>	<p>年 月 日生</p>
	<p>住 所</p>	<p>都 道 府 県</p>			
	<p>1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 8 市町村長</p>				
<p>事後審査委員会意見</p>					

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条の7第2項入院」と記載すること。) なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 8 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 事後審査委員会意見は記録の場合について記載すること。
- 12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

別記第17号様式の4を削る。

別記第18号様式を次のように改める。

別記第18号様式 (第17条関係)

医 療 保 護 入 院 者 の 退 院 届

年 月 日

和歌山県知事 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

印

下記の医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2の規定により届け出ます。

医 療 保 護 入 院 者	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日 生
	氏 名	(男・女)		月 日	(満 歳)
	住 所	都 道 府 県			
入 院 年 月 日 (医療保護入院)	年 月 日				
退 院 年 月 日	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICD カテゴリー()	ICD カテゴリー()			
退 院 後 の 処 置	1 入院継続 (任意入院・措置入院・他科) 2 通院医療 3 転医 4 死亡 5 その他 ()				
退 院 後 の 帰 住 先	1 自宅 (i 家族と同居 ii 単身) 2 施設 3 その他 ()				
帰 住 先 の 住 所	都 道 府 県				
訪 問 指 導 等 に 関 する 意 見					
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 の 活 用 に 関 する 意 見					
主 治 医 氏 名					

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 入院年月日の欄は、第33条第1項又は第3項による医療保護入院の年月日を記載すること。
- 2 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

別記第19号様式中

「

都道	郡市	町村
府県	区	区

」を

「

都道
府県

」に、

「保護者等」を「家族等」に改める。

別記第19号様式の2中「第33条の4第2項・第4項」を「第33条の7第2項」に、

「

都道	郡市	町村
府県	区	区

」を

「

都道
府県

」に、

「保護者等」を「家族等」に改め、同様式記載上の留意事項中8を9とし、3から7までを4から8までとし、2の次に次のように加える。

3 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴に含むこととする。

別記第21号様式から別記第26号様式までを次のように改める。

別記第 21 号様式(第 20 条関係)

同 意 書

1. 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒		
フリガナ			
氏 名			
生年月日	年	月	日

2. 医療保護入院の同意者の申告事項

住 所	〒	〒
フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

本人との関係

- ① 配偶者 ② 父母(親権者である・ない) ③ 祖父母等 ④ 子・孫等 ⑤ 兄弟姉妹
 ⑥ 後見人又は保佐人 ⑦ 家庭裁判所が選任した扶養義務者()
 (選任年月日 年 月 日)

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

- ①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族 ②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人 ③成年被後見人又は被保佐人 ④未成年者

※親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載してください。

また、住所は都道府県から記載してください。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

病院管理者 様

年 月 日

氏名 ㊟

氏名 ㊟

別記第22号様式 削除

別記第23号様式 (第22条関係)

措置入院者の定期病状報告書

年 月 日

和歌山県知事

様

病院名

所在地

管理者名

印

措置入院者	フリガナ			生年 月日	年 月 日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)			
	住所	都 道 府 県			
措置年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	入院形態	
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害		3 身体合併症	
	ICD カテゴリー ()	ICD カテゴリー ()			
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕	(陳述者氏名 続柄)				
初回入院期間	(入院形態	年 月 日 ~	年 月 日		
前回入院期間	(入院形態	年 月 日 ~	年 月 日		
初回から前回までの入院回数	計	回			
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は3か月間)の仮退院の実績	計	回	延日数	日	
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は過去3か月間)の治療の内容とその結果 〔問題行動を中心として記載すること。〕					
今後の治療方針(再発防止への対応含む。)					
処遇、看護及び指導の現状	隔 離	i 多様 ii 時々 iii ほとんど不要			
	注意必要度	i 常に嚴重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要			
	日常生活の 介助指導 必 要 性	i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他 ()			

重大な問題行動 (Aはこれまでの、 Bは今後起こるおそれある行動)	A B	A B	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。) <現在の精神症状> I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 () <その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 () <問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 () <現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
診 察 時 の 特 記 事 項			
本報告に係る診察年月日	年 月 日		
診 察 し た 精神保健指定医氏名	署名		
審 査 会 意 見			
都 道 府 県 の 措 置			

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 8 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 9 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

別記第24号様式 (第23条関係)

医療保護入院者の定期病状報告書

年 月 日

和歌山県知事

様

病院名

所在地

管理者名

印

医療保護入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名	(男・女)			日生 (満 歳)
	住所	都 道 府 県			
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第3項による入院)	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日		
		入院形態			
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICD カテゴリー ()	ICD カテゴリー ()			
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕	(陳述者氏名 続柄)				
初回入院期間	年 月 日 ~		年 月 日		
	(入院形態)				
前回入院期間	年 月 日 ~		年 月 日		
	(入院形態)				
初回から前回までの入院回数	計 回				
過去12か月間の外泊の実績	1 不定期的 2 定期的 (i 月単位 ii 数か月単位 iii 盆や正月) 3 なし				
過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由					
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向				
今後の治療方針 (患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組について)					

退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会で決定した推定される入院期間等について)	選任された退院後生活環境相談員
<現在の精神症状> <その他の重要な症状> <問題行動等> <現在の状態像>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 () 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 () 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 () 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
本報告に係る診察年月日	年 月 日
診 断 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	署名
審 査 会 意 見	
都 道 府 県 の 措 置	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由」の欄にその旨を記載すること。
- 8 「退院に向けた取組の状況」の欄については、
 - ① 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
 - ② 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 - ③ 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等について記載することとし、③については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨同欄に明記すること。
- 9 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

別記第 25 号様式(第 24 条関係)

措置入院者仮退院許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

病院名

所在地

管理者名



精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 40 条の規定により、次のとおり申請します。

措置入院者	帰住地	都道 府県		
	措置入院 年月日	年 月 日		
	氏名	(男・女)	生年 月日	年 月 日
家族等	住所	都道 府県		
	氏名	(満 歳)	本人との 続柄	
	職業			
病名		転帰		
仮退院予定期日及び期間	年 月 日から 年 月 日まで	期間	日間	
仮退院させる理由				
症状の概要及び仮退院中の治療計画				
診断した精神保健指定医氏名	印			
参考事項				

別記第 26 号様式(第 24 条関係)

仮 退 院 者 再 入 院 届

年 月 日

和歌山県知事 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名



精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第24条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

措置入院者	帰 住 地	都 道 府 県		
	氏 名	(男 ・ 女)		
	生年月日	年	月	日
仮退院許可期	年 月 日から		年 月 日まで	
再入院日	年 月 日			
家 族 等	住 所	都 道 府 県		
	氏 名	(満 歳)	本人との 続 柄	
	職 業			
症 状 及 び 管 理 者 の 意 見				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第1号様式、別記第2号様式、別記第6号様式、別記第8号様式から別記第10号様式まで、別記第12号様式、別記第12号様式の2、別記第16号様式の2、別記第18号様式から別記第19号様式の2まで、別記第25号様式及び別記第26号様式による用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

和歌山県規則第8号

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則
精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則（平成19年和歌山県規則第57号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第2条関係)

任意入院患者の定期病状報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

印

任 意 入 院 患 者	フリガナ	-----		生年 月日	年 月 日 日生 (満 歳)
	氏 名	(男・女)			
	住 所	都 道 府 県			
任 意 入 院 年 月 日 (第20条による入院)	年 月 日	今 回 の 入 院 年 月 日	年 月 日		
		入 院 形 態	-----		
前 回 の 定 期 報 告 年 月	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害		2 従たる精神障害		3 身体合併症
	ICD カテゴリー ()		ICD カテゴリー ()		
生 活 歴 及 び 現 病 歴 〔推定発病年月、精神科 受診歴等を記載するこ と。〕	(陳 述 者 氏 名 続 柄)				
初 回 入 院 期 間	年 月 日 ~		年 月 日		
	(入院形態)				
前 回 入 院 期 間	年 月 日 ~		年 月 日		
	(入院形態)				
初 回 から 前 回 まで の 入 院 回 数	計 回				
過 去 12 か 月 間 の 外 泊 の 実 績	1 不 定 期 的 2 定 期 的 (i 月 単 位 ii 数 か 月 単 位 iii 盆 や 正 月) 3 な し				
過 去 12 か 月 間 の 治 療 の 内 容 と そ の 結 果 (過 去 12 か 月 間 に 行 動 制 限 が 行 わ れ た 際 は そ の 必 要 性 に つ い て)	-----				

症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向
任意入院継続の必要性 (通院へ変更ができない理由について具体的に説明すること。)	
今後の退院へ向けた取組	
<現在の精神症状> I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()	
<その他の重要な症状>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()
<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
本報告に係る診察年月日	年 月 日
診断した主治医氏名	署名
審 査 会 意 見	
都 道 府 県 の 措 置	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、主治医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。
- 8 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月経過時の報告においては、「過去12か月間」とあるのは「過去6か月間」と読み替えること。
- 9 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 10 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則別記様式による用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

和歌山県規則第9号

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年和歌山県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第1条の3第1項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第30条中「20万円以上60万1,000円以下」を「15万8,000円以上48万7,000円以下」に改める。

別記第1号様式中

(C) 住宅に困っている現況 (注) あてはまるものに○印をつけ、記入してください。	(1) いま住んでいる住宅の種類 ア 親族の持家 イ 民間賃貸住宅 ウ 社宅・寮 エ 間借り オ その他 ()		(3) 現在の家族構成 人 (本人を含む。) 本人・配偶者・子ども・父・母 兄弟姉妹・その他 ()
	(2) 申込者・県営住宅に入居しようとする者の中に家屋の所有者が ア いる イ いない (注) アに○印をされた方は、県営住宅入居前に所有権を移転する必要があります。		(4) 住宅に困っている理由 ア 家賃が高い イ 他の世帯と同居している ウ 正当な理由による立退きの要求を受けている エ 結婚するため (年 月予定) オ その他 ()
(D) 世帯の種類 (注) あてはまるものに○印をつけてください。	単身者	1 高齢者 (60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者) 2 身体障害者 (1級から4級) 4 知的障害者 (A1からB2) 6 原子爆弾被爆者 8 中国残留邦人等に係る支援給付受給者 10 ハンセン病療養所入所者等	3 精神障害者 (1級から3級) 5 戦傷病者 7 生活保護被保護者 9 5年以内の海外引揚者 11 配偶者からの暴力に係る被害者
	世帯	51 高齢者世帯 [申込者本人が60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であつて、かつ、同居者のいずれもが60歳以上若しくは昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者であること。] 52 母子・父子世帯 54 身体障害者世帯 (5級から6級) 56 精神障害者世帯 (3級) 58 知的障害者世帯 (B2) 60 戦傷病者世帯 62 5年以内の海外引揚者 64 多子世帯 (18歳未満の児童を3人以上扶養) 66 小学校就学前の子どものいる世帯 68 その他 (一般世帯など)	53 身体障害者世帯 (1級から4級) 55 精神障害者世帯 (1級・2級) 57 知的障害者世帯 (A1・A2・B1) 59 生活保護世帯 61 原子爆弾被爆者世帯 63 ハンセン病療養所入所者等世帯 65 配偶者からの暴力に係る被害者世帯 67 犯罪被害者等世帯

を

(C) 住宅に困っている現況 (注) あてはまるものに○印をつけ、記入してください。	(1) いま住んでいる住宅の種類 ア 親族の持家 イ 民間賃貸住宅 ウ 社宅・寮 エ 間借り オ その他 ()		(3) 現在の家族構成 人 (本人を含む。) 本人・配偶者・子ども・父・母 兄弟姉妹・その他 ()
	(2) 申込者・県営住宅に入居しようとする者の中に家屋の所有者が ア いる イ いない (注) アに○印をされた方は、県営住宅入居前に所有権を移転する必要があります。		(4) 住宅に困っている理由 ア 家賃が高い イ 他の世帯と同居している ウ 正当な理由による立退きの要求を受けている エ 結婚するため (年 月予定) オ その他 ()
(D) 世帯の人数	あてはまるものに○印をつけてください。 1 2人以上世帯		2 単身世帯

に

(E) 世帯の種類	あてはまるものに○印をつけてください。	
	1 高齢者世帯	〔 申込者本人が60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた単身者 又は申込者本人が60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であつて、かつ、同居者のいづれもが60歳以上若しくは昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者であること。〕
	2 身体障害者世帯 (1級から4級)	
	3 身体障害者世帯 (5級・6級)	12 ハンセン病療養所入所者等世帯
	4 精神障害者世帯 (1級・2級)	13 小学校就学前の子どものいる世帯
	5 精神障害者世帯 (3級)	14 生活保護世帯
	6 知的障害者世帯 (A1・A2・B1)	15 中国残留邦人等に係る支援給付受給者
	7 知的障害者世帯 (B2)	16 母子・父子世帯
	8 難病患者世帯	17 多子世帯 (18歳未満の児童を3人以上扶養)
	9 戦傷病者世帯	18 配偶者からの暴力に係る被害者世帯
	10 原子爆弾被爆者世帯	19 犯罪被害者等世帯
	11 5年以内の海外引揚者	20 公共的な事業の施行に伴い立退きの要求を受けた世帯
	21 その他 (一般世帯など)	

改める。

別記第13号様式及び別記第19号様式中

算出される家賃の月額	円 (年 月 日から 年 月 日まで)	を
認定した収入により算出される家賃の月額	円 (年 月 日から 年 月 日まで)	に
納付すべき家賃の月額	円 (年 月 日から 年 月 日まで) 円 (年 月 日から 年 月 日まで)	

改める。

別記第20号様式中

算出される家賃の月額	円 (年 月 日から明渡しの期限まで)	を
認定した収入により算出される家賃の月額	円 (年 月 日から 年 月 日まで)	に
納付すべき家賃の月額	円 (年 月 日から 年 月 日まで) 円 (年 月 日から 年 月 日まで)	

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第1号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年2月21日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則 (昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号) の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（地域手当の特例）

- 11 条例第14条の2第1項の人事委員会規則で定める地域及び同条第3項の地域手当の級地は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間においては、第9条の2に定めるもののほか、次の表に定めるとおりとする。

支給地域	級地
神奈川県伊勢原市	4級地

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第158号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年月日
	旧	新		
海南薬 27-16	スマイル海南駅前調剤薬局	調剤薬局ツルハドラッグ海南駅前店	海南市名高555-7	平成 25. 10. 21

和歌山県告示第159号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年月日
	旧	新		
海南薬 35-20	スマイル温山荘前調剤薬局	調剤薬局ツルハドラッグ温山荘前店	海南市船尾365-16	平成 25. 10. 21

和歌山県告示第160号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
海南薬 27-16	調剤薬局ツルハドラッグ海南駅前店	海南市名高555-7	平成 25. 11. 15

和歌山県告示第161号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南薬 35-20	調剤薬局ツルハドラッグ温山荘前店	海南市船尾365-16	平成 25. 11. 15

和歌山県告示第162号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
田齒 46-16	鈴木齒科診療所	田辺市新屋敷町42-2	平成 26. 1. 1

和歌山県告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南薬 45-25	調剤薬局ツルハドラッグ海南駅前店	海南市名高555-7	平成 25. 11. 16

和歌山県告示第164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南薬 46-25	調剤薬局ツルハドラッグ温山荘前店	海南市船尾365-16	平成 25. 11. 16

和歌山県告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社夢	海南市船尾179	通所介護事業所輝	海南市日方1242-6	通所介護・介護 予防通所介護	平成 26.2.3

和歌山県告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社Orange M.S. .Y	御坊市島280-11	ケア・ステーション こはる	御坊市島280-11	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 26.2.4

和歌山県告示第167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	氏名	名称	所在地	指定年月日
橋柔 28-25	新田幸生	新田鍼灸整骨院	橋本市あやの台1-44-1	平成 26.1.22

和歌山県告示第168号

平成25年12月4日付けで計画認可した日高川町営換地計画（橋谷地区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第169号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録者の 氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更 年月日
清水森林組合	代表者の氏名	代表理事組合長 福本勝次	代表理事組合長 大田貢	平成 26.1.31

和歌山県告示第170号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 岩出市安上字東谷821の34、821の36、821の42、821の44（以上4筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第171号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 岩出市安上字東谷824の13（国有林）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第172号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 和歌山市湯屋谷字小野山・岩出市山字小野山（以上2市国有林。次の図に示す部分に限る。）、字池ノ前217の28（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁、海草振興局及び那賀振興局並びに和歌山市役所及び岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第173号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市六十谷字下沼8番6地先から同市園部字南部935番1地先まで (ただし、関係図面に表示する部分のみ。)

供用開始の期日 平成26年2月24日 午後2時

和歌山県告示第174号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字日高字下向山4番2地先から同町大字御所字堂山59番1地先まで	旧	4.30 } 44.40	1,193.00	男渕橋 L=8.30 一般国道480号との重用延長528.00メートルを含む。
同上	新	4.30 } 44.40	1,193.00	男渕橋 L=8.30 一般国道480号との重用延長528.00メートルを含む。
同上	新	7.21 } 61.93	653.45	御所夫婦橋 男橋 L=55.50 女橋 L=48.60

和歌山県告示第175号

次のように道路の供用を開始するので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高野口野上線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字日高字下向山4番2地先から同町大字御所字堂山59番1地先まで

供用開始の期日 平成26年2月21日

和歌山県告示第176号

河川工事により廃川敷地が生じたので、河川法施行令 (昭和40年政令第14号) 第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 河川の名称 二級河川日高川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成26年2月21日
- 3 廃川敷地の位置 御坊市野口字下新田914番1地先、字下新田916番1地先
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地491.51㎡